

令和7年度

潜在保育士の復職を支援する貸付制度

# 潜在保育士就職準備金

—募集要項—

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

## 「潜在保育士就職準備金貸付制度」とは

保育士の資格をもつ方の保育所等への就職を支援する制度です。

就職に必要な経費を40万円を上限に貸付けます。

保育士として2年間業務に従事すると、貸付金は全額返還が免除されます。

### 【目次】

潜在保育士就職準備金貸付申請者募集要項・・・・・・・・・・1

申請書等提出先・お問い合わせ先・・・・・・・・・・11

# 【潜在保育士就職準備金貸付申請者募集要項】

## 1 貸付対象者

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに、茨城県内の保育所等に新たに勤務した保育士または保育教諭（以下「保育士等」という。）で、次の(1)から(6)すべての要件を満たしている方が対象です。

- (1) 保育士登録後1年以上経過した方、又は保育士養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から1年以上経過した方
  - (2) 次の施設又は事業を離職後1年以上経過した方、又は勤務経験がない方
    - ①保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第7条）
    - ②家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）
    - ③小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）
    - ④事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）\*企業主導型保育事業を含む
    - ⑤幼稚園（学校教育法第1条）
  - (3) 保育士等として週20時間以上勤務する方
  - (4) 就職後引続き2年間保育士等として勤務する意思のある方
  - (5) 他の都道府県で「潜在保育士就職準備金貸付」を受けていない方
  - (6) 保育士修学資金貸付における就職準備金加算を受けていない方
- ※ 貸付対象となる「保育所等（勤務先）」については、募集要項2ページの【保育所等一覧】をご参照ください。

### 【対象とならない人の事例】

- ① 産休・育休から復帰した方（ただし、一度保育所等を退職し、1年以上経過してから再び就職する場合は申請可）
- ② 保育士等または保育士等以外の業務に従事した保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育士等として勤務する場合  
【保育士以外の業務例】調理師、看護師、事務員、子育て支援員、保育補助者 など
- ③ 契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④ パート契約から正職員への変更など、雇用形態が変更したが実態として雇用が継続されている場合

## 【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業	
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

## 2 申請期間

**令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)**

原則として、申請期限は就職又は復職後から、就職又は復職した日の属する月の翌々月末※【必着】までです。(下表参照)

ただし、令和7年12月に就職又は復職した人の申請期限は令和8年1月30日(金)です。

〈令和7年度申請期限〉

就職・復職月	申請期限	就職・復職月	申請期限
令和7年1月	令和7年5月30日(金)	令和7年7月	令和7年9月30日(火)
令和7年2月		令和7年8月	令和7年10月31日(金)
令和7年3月		令和7年9月	令和7年11月28日(金)
令和7年4月	令和7年6月30日(月)	令和7年10月	令和7年12月26日(金)
令和7年5月	令和7年7月31日(木)	令和7年11月	令和8年1月30日(金)
令和7年6月	令和7年8月29日(金)	令和7年12月	

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日までです。

※各期限日必着(厳守)で申請書類を郵送してください。

※不備や不足等により期限までに申請書類がすべて揃わない場合は、受理できませんので予めご了承ください。

また、予算上限に達した場合は受付を終了させていただく場合があります。

## 3 貸付金額

一人1回限り **40万円以内** (1点3万円を超えるものは領収書等を提出してください。)

※無利子です。

【就職準備金の対象経費の例】 ※就職するために必要とする一時的な費用で、  
原則として勤務開始2か月前から勤務開始月までに要したものの

- ・子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- ・保育に係る情報収集や学び直しのための講習会(研修)参加費用又は参考図書等の購入費
- ・再就職時に必要な被服・靴・鞆の購入費用など
- ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる被服・靴・鞆の費用など(保育料等を除く)
- ・保育所等への就職によって転居を伴う場合における転居費用
- ・転居先の賃貸物件を契約した際の礼金や仲介手数料
- ・保育所等へ通勤するために必要な自転車等を新たに購入する費用

②貸付の対象となりうる物品であっても、常識の範囲を超えるものであれば貸付の対象から外れることがあります。

## 4 連帯保証人

申請時に、連帯保証人を1名立てていただきます。

日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立の生計を営む成年等です。

※ 市町村県民税非課税の方は連帯保証人にはなれません。

## 5 申請方法

下表の1から7の書類を揃えて、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

### <申請に必要な書類等>

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	潜在保育士就職準備金 貸付申請書 ※A4両面印刷したもの	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者記入欄・連帯保証人予定欄は申請者本人の自筆により楷書で記入してください。</li> <li>証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。</li> <li>※連帯保証人が1名必要です。日本国籍の方、永住者又は特別永住者の方で、独立した生計を営む成人です。市町村県民税（住民税）非課税の方は連帯保証人にはなれません。</li> </ul>
2	世帯全員の住民票	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の世帯全員の住民票の原本（3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの）</li> <li>※マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。</li> </ul>
3	雇用証明書	第5号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先の保育所等で証明してもらってください。</li> </ul>
4	保育士証の写し	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。</li> <li>ただし、間に合わない場合は、保育士証書換え交付申請書の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。</li> </ul>
5	就職準備金使途内訳書	別記様式 1-① 1-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請額が1点3万円を超えるものは領収書等を添付してください。</li> <li>別記様式1-②に詳しく記入してください。</li> </ul>
6	連帯保証人の ・市町村県民税課税証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本を提出（発行から3か月以内のもの）</li> <li>※市町村県民税課税証明書に所得金額の記載がある場合、所得証明書は不要</li> </ul>
7	・個人情報の取扱同意書	別記様式	

## 6 貸付決定及び貸付契約

審査のうえ貸付の適否を決定し、書面にて結果をお知らせ（郵送）します。（申請いただいても貸付できない場合があります。）

貸付決定後は、来所にて貸付契約の手続きをしていただきます。「修学資金等借用証書」「振込口座申込書」等の必要書類を送付しますので、申請者と連帯保証人の「印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）」を各1通ずつ添えて提出となります。

※貸付契約時には、指定した期間内に、申請者本人が来所のうえ、書類一式を提出していただきます。

## 7 貸付金の交付

振込口座申込書の金融機関口座へ一括で振込みます。

## 8 貸付契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- ・ 貸付を受けることを辞退したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 心身の故障のため、就業を継続する見込みがないとき
- ・ 退職したとき
- ・ その他貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

## 9 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から1年以内に月賦、半年賦の均等払、又は一括払の方法により返還していただきます。

- ・ 貸付契約が解除されたとき
- ・ 保育所等で保育士等の業務に従事しなかったとき、又は従事する意思がなくなったとき
- ・ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※返還期限までに返還をしなかったときは、年3.0パーセントの延滞利子が発生します。

## 10 返還の免除

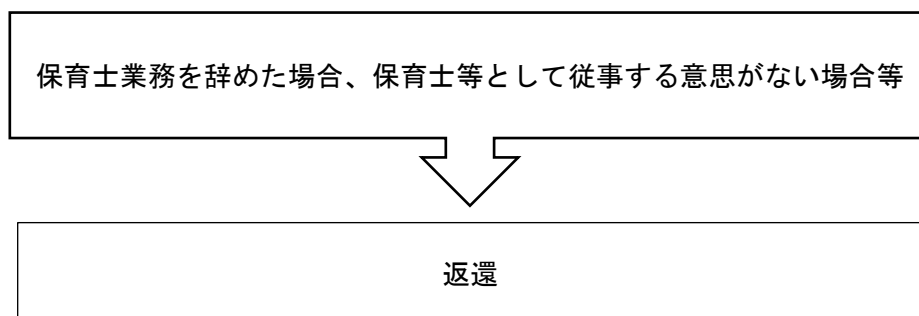
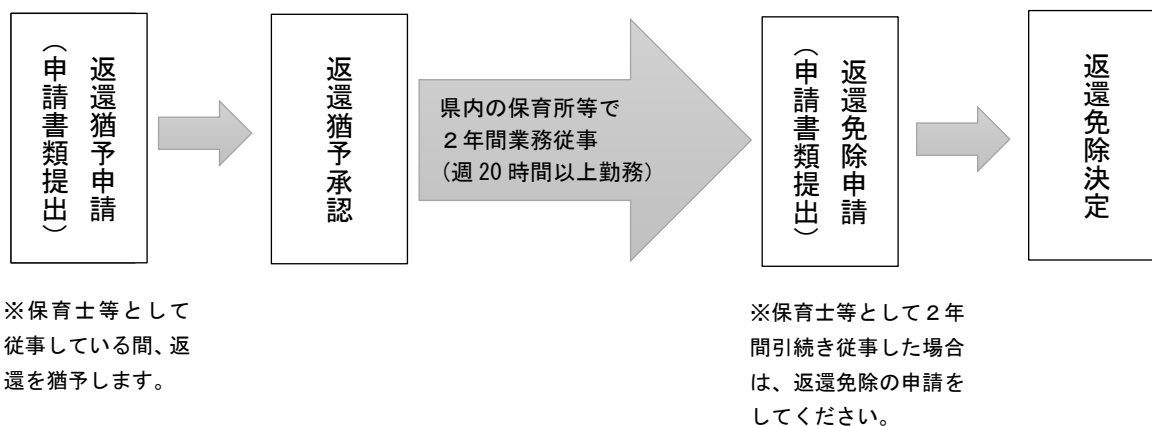
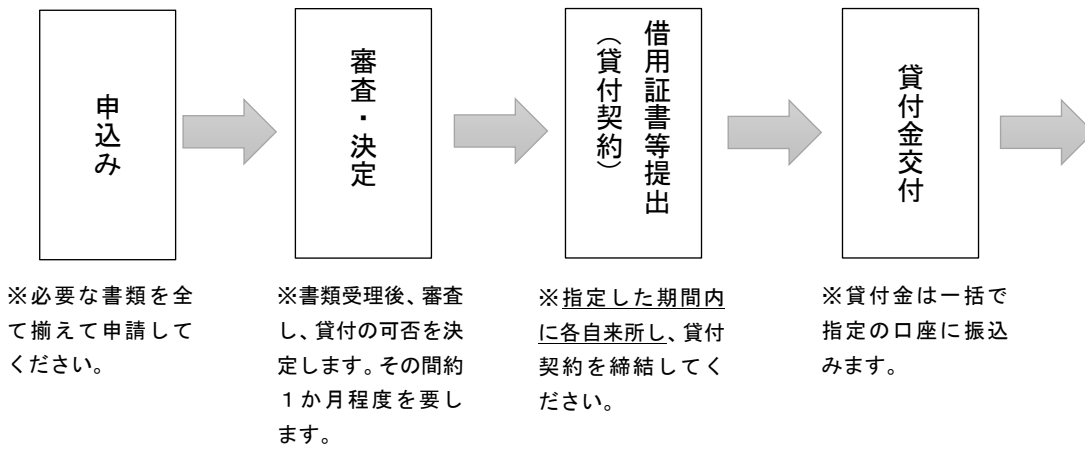
県内の保育所等において保育士等として引続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

## 11 その他

申請後、何らかの事情により貸付が不要となった場合は、貸付辞退届を提出してください。



## 12 申込みからの流れ



※返還猶予とは、貸付金の返還免除に至るまで、県内の保育所等で保育等の業務に従事している間は、返還を先延ばしできるものです。(返還免除ではありません。)

※転職・転居等の変更事由が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

## 13 Q & A

**Q 1** 就職内定を得ましたが、まだ勤務はしていません。申込むことはできますか。

**A 1** 勤務を開始してからのお申込みとなります。

**Q 2** 産休・育休から復職した場合は、申請できますか。

**A 2** 産休・育休からの復職の場合は該当になりません。しかし、出産・育児を理由に一度退職し、離職期間が1年以上の場合は申請可能です。

**Q 3** 「週 20 時間以上」とはどのようなものですか。

**A 3** 年間の勤務時間が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。

例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上働くなど、労働契約書上「週 20 時間以上」の雇用になっているか、勤務先に確認してください。  
また休憩時間は勤務時間に含みません。

**Q 4** 正社員として勤務しないと貸付は受けられないですか。

**A 4** 週 20 時間以上保育士又は保育教諭として従事していれば、正規・非正規などの雇用形態は問いません。

**Q 5** 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

**A 5** 転職は可能です。

貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続していることが必要です。月を単位として1か月以上期間が空くと「引続き2年間業務従事」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまうのでご注意ください。

**Q 6** 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

**A 6** 保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出してください。ただし、変更にかかる時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出してください。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。

Q 7 潜在保育士就職準備金貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。

A 7 他の都道府県で同様の貸付を受けた人は、対象となりません。ただし、県社協が実施する「未就学児保育料一部貸付制度」は同時に申請できません。

Q 8 勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになりました。  
どうしたらよいですか。

A 8 この貸付制度は原則として、就職又は復職後2年間、保育士（保育教諭）として業務に従事する方を対象としていますので、万が一、勤務開始日から1年以内に産休・育休を取得することになった場合は、貸付金は返還となります。

Q 9 貸付金の使途を証明する領収書などの提出は必要ですか。

A 9 貸付金の使途などを確認させていただくことがありますので、レシート、領収書、明細書等は保管しておいてください。また、申請額が1点3万円を超える場合は領収書等を添付してください。

**潜在**

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

※申請書は必ず両面印刷したものを提出してください。

## 令和7年度潜在保育士就職準備金貸付申請チェックリスト

保育所等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

### 【記載内容確認チェック】

	内容	チェック	備考
1	第3号様式	すべて記入した	申請者が 直筆すること
2	【申請者記入欄】	押印した(シャチハタ印不可)	
3	【連帯保証人予定欄】	申請金額は正しい	

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

### 【提出書類チェック】

	内容	チェック	備考
1	申請チェックリスト(本紙)	<input type="checkbox"/>	
2	第3号様式(潜在保育士就職準備金貸付申請書)	<input type="checkbox"/>	必ずA4両面印刷 すること
3	申請者の世帯全員の住民票(世帯主・続柄の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)及び本籍地の記載がないもの)	<input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内
4	第5号様式(雇用証明書)	<input type="checkbox"/>	保育所等で証明
5	保育士証の写し(現姓名分)	<input type="checkbox"/>	5か6 どちらか
6	保育士証の写し(旧姓名分) 変更手続き用紙両面(裏面領収書あり)の写し	<input type="checkbox"/>	
7	別記様式(就職準備金使途内訳書)	<input type="checkbox"/>	1-① 1-②
8	連帯保証人 市町村県民税課税証明書 所得証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	原本で提出 発行から3か月以内 市町村県民税課税 証明書に所得金額 の記載がある場合、 所得証明書は不要
9	個人情報の取扱同意書	<input type="checkbox"/>	

### 【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会にて、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。
- ・同時に未就学児保育料一部貸付を申請する場合も、それぞれに書類の添付が必要です。

## 申請書等送付先・お問い合わせ先

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918番地

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館3階

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会  
福祉人材・研修部（潜在保育士担当）

TEL：029-350-8366（直通）／FAX：029-244-4652

※平日 午前9時から12時、午後1時から5時まで

※土日・祝及び年末年始は休みです。

### <お願い>

申請書類到着後に、申請内容についてお問い合わせをする場合がありますので、

TEL 029-350-8366（県社協 貸付担当者直通番号）

こちらの電話番号を携帯電話に登録をお願いします。